

動物飼養許可基準

(措置基準)

化製場等に関する法律 (第九条第五項で動物飼養施設について準用の記述)

第五条 化製場又は死亡獣畜取扱場の管理者は、次に掲げる措置を講じなければならない。

- 一 化製場又は死亡獣畜取扱場の内外は、常に清潔にし、汚物処理を十分にすること。
- 二 こん虫の発生防止及び駆除を十分にすること。
- 三 臭気処理を十分にすること。
- 四 その他都道府県が条例で定める衛生上必要な措置。

(構造設備の基準)

熊本県化製場等に関する法律施行条例

第16条 法第9条第2項の規定による牛、馬、豚、めん羊、やぎ、犬又はいのししを飼養し、又は収容する施設(以下「畜舎」という。)の構造設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 床は、不浸透性材料で作られ、これに適切なこう配と排水溝が設けられていること。
- (2) 内壁は、飼養し、又は収容する動物の種類に応じ適当な高さまで清掃に支障を来さない材料で作られ、かつ、清掃に支障を来さない構造を有すること。
- (3) 内部は、清掃に支障を来さない適当な広さと高さを有すること。
- (4) 洗浄用水を十分に供給することができる給水設備が設けられていること。
- (5) 汚物処理設備として、汚物保管設備が設けられていること。
- (6) 汚物処理設備として、汚水貯留槽又は汚水の浄化装置が設けられていること。ただし、汚水を下水道に直接流出させることができる場合は、この限りでない。
- (7) 畜舎の周辺の地面で、汚物又は汚水が飛散するおそれのある箇所は、不浸透性材料で覆われ、これに適切なこう配と排水溝が設けられていること。
- (8) 畜舎から汚水貯留槽、汚水の浄化装置又は下水道に通ずる排水溝が設けられていること。
- (9) 魚介類の臓器、食物の残廃物等を調理して飼料として用いる畜舎で、調理に際して著しい臭気を発するものにあつては、次の要件を備える飼料取扱室を有すること。
 - ア 床は、不浸透性材料で作られ、これに適切なこう配と排水溝が設けられていること。
 - イ 脱臭設備が設けられていること。
 - ウ 洗浄用水を十分に供給することができる給水設備が設けられていること。
 - エ 飼料の取扱量に応じ、適当な容積の密閉することができる容器が備えられていること。

2 法第9条第2項の規定による鶏又はあひるを飼養し、又は収容する施設(以下「家きん舎」という。)の構造設備の基準については、次に掲げるもののほか、前項第3号から第6号まで、第8号及び第9号(鶏の家きん舎については、第4号及び第6号を除く。)の規定を準用する。この場合において、同項第8号及び第9号中「畜舎」とあるのは「家きん舎」と読み替えるものとする。

- (1) 鶏の家きん舎の床は、砂浴場の部分を除き、清掃に支障を来さない材料で作られ、かつ、採ふんに便利な構造を有すること。
- (2) あひるの家きん舎の床は、不浸透性材料(バッテリー式の家きん舎にあつては、不浸透性材料又は板)で作られ、これに適切なこう配と排水溝が設けられていること。